



海老名市告示第117号

海老名市小・中学校給食調理等委託事業者選定について

海老名市小・中学校給食調理等委託について、公募型プロポーザル方式を実施するに当たり、海老名市プロポーザル方式契約実施取扱要綱（平成20年4月1日制定）第6条の規定により次のとおり告示する。

令和8年5月18日

海老名市長 内 野



1 業務名称

海老名市小・中学校給食調理等業務委託

2 業務内容

「海老名市小・中学校給食調理等業務委託仕様書」による。

3 手法

公募型プロポーザル方式

4 応募資格等

(1) 参加資格要件

公告日現在において、次に掲げる要件をすべて備えていること。ただし、この公告の日から契約を締結するまでの期間に、新たに次に掲げる要件のうち、いずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結することはできない。

ア 海老名市入札参加資格を有していること。

- イ 海老名市競争入札参加停止等措置要綱（平成21年4月1日制定）の規定に基づく入札参加資格の停止期間中でないこと。
- ウ 法令等の規定による営業停止を受けていないこと。
- エ 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。
- オ 平成25年度以降に地方公共団体との契約において1施設当たり1日7,000食以上の学校給食調理施設の運營業務（調理、配送等）を履行した実績を有する者（分社、統合等により企業名が過去と現在において異なる場合は、そのことが分かる書類を提出すれば応募は可とする。）
- カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- キ 事業者及びその代表者又は役員等が海老名市暴力団排除条例（平成22年条例第43号）第2条第2号から第5号までのいずれにも該当しないこと。
- ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ケ その他、法令等に違反していないこと又は違反するおそれがないこと。

(2) 提案件数

参加意向申出書の提出は、1応募者につき1提案のみとする（同一企業の本社、支店等での重複応募は認めない。）。

5 公募型プロポーザル事務の流れ

(1) 手続開始の公告

令和8年5月18日(月)

(2) 質問書受付期限

令和8年5月29日(金)

(3) 質問に対する回答

令和8年6月3日(水)

(4) 第1次審査書類（参加意向申出書等）及び第2次審査書類（課題等）の提出
期限

令和8年6月5日(金)

(5) 第1次審査(参加資格審査)及び結果通知

令和8年6月中旬頃

※審査対象者に文書にて結果を通知します。

(6) 第2次審査に関する提出意思確認書の提出期限

令和8年6月17日(水)

(7) 第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)

令和8年6月29日(月)

(8) 第2次審査結果通知

令和8年7月上旬

※審査対象者に文書で通知するとともに海老名市ホームページに掲載します。

(9) 契約締結(特命随意契約)

令和8年7月中下旬頃から令和12年3月31日(水)まで

※費用発生は、令和9年4月からとなります。

6 書類等の提出について

提出書類、部数は、別添「提出書類(様式)一覧表」のとおり

(1) 資料の入手

海老名市ホームページからダウンロード

(2) 提出方法

持参又は特定記録郵便による郵送(本市では郵送事故についての責任は負いません。)

(3) 提出期間(第1次審査及び第2次審査書類)

令和8年5月18日(月)から同年6月5日(金)まで必着

持参の場合は、午前9時から午後5時まで(土日祝日を除く。)

(4) 作成及び提出上の注意事項

- ア 提案を提出した者は、この募集要項の記載内容に同意したものとみなします。
- イ 提出書類等の差替え、修正等は認めません。
- ウ その他、別添「提出書類作成要領」に従って作成すること。

7 審査方式

詳細は、別添「海老名市小・中学校給食調理等業務委託に係る審査について」のとおり

(1) 審査の流れ

海老名市小・中学校給食調理等委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、2段階方式で審査を行います。

ア 第1次審査

応募者から提出された書類により参加資格の審査を行い、その審査により第2次審査対象者を複数者選定します。

イ 第2次審査

課題に基づくプレゼンテーションの後、ヒアリングを実施し、最も優れた1者（以下「最優秀者」という。）及び次点1者をそれぞれ特定します。

時間配分は、プレゼンテーション20分、ヒアリング15分とします。また、プロジェクター、HDMIケーブル、VGAケーブル（15ピン）は市が準備しますので、その他必要なもの（パソコン等）は応募者側で御用意ください。

(2) 評価項目

本プロポーザルの評価項目は、次のとおりです。

ア 第1次審査

提出された審査書類について、応募者の必要参加資格を満たしているか等について審査を実施します。

イ 第2次審査

被審査側の参加者は最大4名とし、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、委員会が次に掲げる項目にて総合的に審査し、海老名市が最優秀者等を

決定します。

- (ア) 実施体制及び運営体制に関すること。
- (イ) 衛生管理、アレルギー対応及び緊急対応に関すること。
- (ウ) 準備期間、コスト及び独自性に関すること。
- (エ) その他に関すること。

8 最優秀者の取扱い

- (1) 特定された最優秀者に対し、本業務に係る委託契約の第1交渉権が与えられ、市長は第1交渉権を与えられたものと契約の交渉を行います。
- (2) 契約及び手続きは、海老名市契約規則及び契約約款によります。
- (3) 本業務以降に依頼する業務は設計委託とし、特別の事情がない限り受託者と随意契約とする予定です。

9 その他

- (1) プロポーザルに係る書類作成その他一切の費用は、本プロポーザル応募者の負担とします。
- (2) 調理業者及び配送業者の連名での応募は可能とします。その場合は、各者の必要書類の提出が必要となります。
- (3) 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するものとするが、本市は、提出書類を自由に使用できるものとする。ただし、特定されなかった者の提案、アイデア及びノウハウについては、他に流用しないものとします。
- (4) 提出された書類等は、海老名市情報公開条例の対象となることに留意して作成すること。その場合は、同条例第7条各号に掲げる非公開情報を除き公開する。なお、公開の可否は、原則として市が判断します。
- (5) プロポーザルは受託者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (6) 契約書は取り交わすものとし、本市が作成します。ただし、契約締結に必要な費用は、受託者の負担とします。

(7) この要項に定めのない事項については、海老名市プロポーザル方式実施取扱要綱、海老名市契約規則及び契約約款に準ずるものとします。

(8) この要項に定めるもののほか、必要な事項については委員会が定めます。

10 事務局

〒243-0422 神奈川県海老名市中新田377

海老名市教育委員会 教育部 就学支援課 健康給食係

電話 046-235-4921

メール shugaku-shien@city.ebina.kanagawa.jp